

「フラワーロールちゃん」のキャラクター画像の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は花巻市（以下「市」という。）のイメージキャラクター「フラワーロールちゃん」のキャラクター画像を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラクター画像 別図に示すフラワーロールちゃんの基本ポーズ及び別ポーズをいう。
- (2) 市の実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防及び議会をいう。

(キャラクターの使用)

第3条 フラワーロールちゃんのキャラクター画像を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の実施機関が業務の目的で使用するとき
- (2) 市の実施機関が事務局を担う実行委員会等の主催事業で使用するとき
- (3) その他市長が適当と認めるとき

(使用の申請)

第4条 使用者は、「フラワーロールちゃん」キャラクター画像使用申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（使用するキャラクター画像、事業の内容や具体的な使用方法が分かるもの）
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、「フラワーロールちゃん」キャラクター画像使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項による審査の結果、キャラクター画像の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、「フラワーロールちゃん」キャラクター画像使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるもの

(5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの

(6) 「フラワーロールちゃん」の著しい変形等、利用が適当でないと認められるもの

(7) その他、承認することが不適切と認められるもの

(キャラクター画像使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと

(2) 第三者に使用する権利を譲渡し、または転貸しないこと

(3) 市が定めたキャラクター画像の色、縦横比、形等を正しく使用すること

(4) 市が定めたキャラクター画像の向きを上下、左右、反転して使用しないこと

(5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(承認の取消)

第8条 市長は、申請書の内容に虚偽があると認めるととき、または第5条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すこととし、「フラワーロールちゃん」キャラクター画像使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、フラワーロールちゃんのキャラクター画像の使用に係る使用者の損失について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図

【基本ポーズ】

フラワーロールちゃんを使用するときには以下のカラーに従って下さい。

●カラー表現



	DIC = 85		DIC = 2139
	DIC = 2484		DIC = 67
	DIC = 104		DIC = 87
	DIC = 2010		K100%
	DIC = 572		

●モノクロ表現



	K = 20%
	K = 50%
	K = 80%
	K = 100%

【別ポーズ】

フラワーロールちゃんのデザインは、基本ポーズの他に下記 16 種類のポーズを使用できます。使用に関する規定は基本ポーズと同様とし、基本ポーズ以外のカラーについては、下記の表に従ってください。



指定色 ポーズ \	DIC 433	K60%	DIC 305	DIC 2296	DIC 2275	DIC 2145	DIC 82	DIC 60
④傘	●							
⑪いただきます		●						
⑫わんこそば	●		●	●	●			
⑬温泉				●	●	●		
⑭鹿踊り	●	●	●	●			●	
⑮ポート								●

【キャラクター画像の二次利用について】

フラワーロールちゃんと分かる範囲で、身に着けるものや体の動きを加えることが可能ですが。ただし、この場合は、市へデザインデータを jpg または pdf 形式で提供のうえ、事前に協議を行ってください。